

平成 31 年 2 月 18 日

金融庁企画市場局総務課 信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見の提出について

平成 31 年 1 月 18 日に公表された標記の件について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成31年2月18日

## 郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）に対する意見について

一般社団法人全国銀行協会

## 1. 基本的な考え方

私どもはかねてより、郵政民営化の本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことに他ならないと主張してきた。

改正郵政民営化法の附帯決議では、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式全部処分に向けた具体的な説明責任を果たすことが求められているにもかかわらず、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋は何ら示されておらず、依然として民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない状況が続いている。

今般意見募集に付された「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）」の概要では、ゆうちょ銀行の通常貯金と定期性貯金について、預入限度額を別個に設定することとし、それぞれ1,300万円とする案が示されている。

上記のように、預入限度額規制が緩和された場合、金融システムの安定、すなわち全体最適と、ゆうちょ銀行の企業価値の向上、すなわち部分最適の双方の観点から、次に述べるような懸念が考えられる。

まず、意図せざる資金シフトが生じた場合等には、金融システム全体の安定性を脅かすだけではなく、地域の金融システムに多大な悪影響を及ぼす恐れがある。

また、預入限度額規制の緩和が、ゆうちょ銀行のさらなる規模拡大をもたらす場合、金利上昇に伴うリスクが一層増加し、将来的な国民負担の発生に繋がりがねない懸念がある。加えて、ゆうちょ銀行が中期経営計画で掲げる「運用の高度化・多様化」の阻害要因に繋がることで企業価値向上への悪影響を及ぼしかねず、ゆうちょ銀行自身の部分最適にすぎない懸念もある。

私どもとしては、ゆうちょ銀行を始めとする日本郵政グループが、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指すなか連携を進めているが、預入限度額規制の緩和は、これまで着実に醸成されてきた民間金融機関との相互信頼関係にもとづく連携・協働の動きに水を差すこととなり、地域経済の活性化や国民の安定的な資産形成の促進に大きな悪影響を与えることにもなりかねない。

したがって、ゆうちょ銀行の預入限度額規制を緩和するのであれば、民間金融機関との公正な競争条件が確保されていないなかで行われるものであることを十分踏まえ、日本郵政グループ、政府および郵政民営化委員会において、これまで述べてきた懸念の顕在化が未然に防止されるよう、適切な対応（具体的な内容は項番2をご参照）が講じられることを強く要望する。

## 2. 預入限度額規制の緩和にあたっての具体的な条件

昨年（平成30年）12月に公表された「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」において、日本郵政グループおよび政府に対して求められている「2点の取組」（以下「附帯条件」という。）を着実に実施することが極めて重要である。また、日本郵政グループがこれらの取組状況に関して積極的に情報開示を行うほか、政府において、当該取組みの進捗状況等について厳格な管理・検証が行われることも求められる。

これらの取組みは、今般の政令案の概要には含まれていないものの、預入限度額規制の緩和にあたっての条件として、パブリックコメントの手続きの中で明確な方針を示していただきたい。

具体的には、「貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること」について、預入限度額規制の緩和と同時に実施する必要がある。また、日本郵政グループおよびゆうちょ銀行自身から継続的に説明がなされるなど、附帯条件を遵守していくための実効的な枠組みが構築されることも不可欠である。

加えて、たとえば、ゆうちょ銀行が総合口座内で提供しているオートスウィングサービスの機能拡充など、預入限度額規制を緩和せずとも、お客さまの利便性向上に繋がる取組みを主体的に進めていくことも引き続き求められる。

預入限度額規制を緩和するのであれば、政府および郵政民営化委員会は、それに先立って、日本郵政グループによる上記の取組みに係る計画についての報告を求めることが必要である。また、規制緩和を行った場合も、取組みの進捗状況についての定期的な報告を求めるなど、日本郵政グループにおけるガバナンスの発揮状況を含め、継続的にモニタリングすべきである。さらに、預入限度額規制の緩和後の貯金残高の動向や具体的な事例等について、ゆうちょ銀行・民間金融機関双方からの情報収集にもとづくモニタリングを実施する必要がある。加えて、こうしたモニタリング等を通じて問題点を確認した場合には、その解消に向けた措置が速やかに講じられるよう、実効的な枠組みを構築することも不可欠である。

附帯条件においては、併せて、将来の預入限度額規制の見直しについて、「グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却することを条件に、通常貯金の限度額について検討すること」とされている。

改正郵政民営化法やその附帯決議において、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式について、できる限り早期に全部売却を目指すこととされており、日本郵政株式会社はその処分に向けた具体的な説明責任を果たすよう努めることとされている。また、改正郵政民営化法における基本理念として、「利用者利便の向上」とともに、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことが掲げられていることを踏まえれば、将来の見直しについて、通常貯金の預入限度額の「緩和・引上げ」ありきではなく、他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を勘案した極めて慎重な判断がなされることを強く要望する。

以上